

南牧村新型コロナウイルス感染症対策
PCR 検査費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、PCR 検査費用を補助することにより、住民が健康的な日常生活を営む上での不安解消と感染拡大防止を目的とする。

(対象者)

第2条 この補助金の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 村外に居住している者が、南牧村への帰省を目的に PCR 検査を受診する者
- (2) 南牧村に住所を有する者が、感染拡大地域等に滞在した場合で、健康状態に不安を感じ PCR 検査を受診する者
- (3) 村内の医療機関、社会福祉施設等に勤務する者

(補助の対象となる検査方法)

第3条 この補助金の補助対象となる検査は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 自費診療により医療機関を受診したもの
- (2) 事前に村が用意した唾液採取による検査キットを様式2号による申請で入手し、検査キットに検体を採取し、検査機関へ郵送するもの

(補助金の額)

第4条 この補助による補助金の額は次のとおりとする。

- (1) 前条第1項によるものは、PCR 検査の自費診療分全額とするが、上限額は1回あたり3万円とし、実際の費用と比較しどちらか少ない方の額とする。ただし、自費診療分の費用は検査費用のみとする。
- (2) 前条第2項によるものは、村が事前調達した検査キットの実費相当額とし、申請者本人が実際に受診したことを確認できたことをもって補助とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 この補助金の対象期間は、施行の日から令和3年3月31日までとする。

(補助金の申請方法)

第6条 対象者の申請方法は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項によるものは、様式第1号により申請し、PCR 検査費用を支払った領収書等、検査を受けたことがわかる書類を添付する。
- (2) 第3条第2項によるものは、様式第2号により申請する。
- (3) 上記いずれの場合も、南牧村ホームページ内のながの電子申請サービスにより申請することができる。

(補助金の交付方法)

第7条 前条第1項により申請した補助金の交付の方法は、申請書等に記載した対象者本人名義の振込先に振り込む。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。